

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県民環境部・循環型社会推進課

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			法令番号	昭和45年法律第137号			
手続名	産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含まない）許可（変更許可）			根拠条項	第14条第1項（第14条の2第1項）			
審査基準	(審査基準) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項のとおり。 ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条第1号ロを除く。							
	受付機関	循環型社会推進課	処理機関	循環型社会推進課	交付機関	循環型社会推進課	標準処理期間(当該期間には閉庁日を含めない) 40日 標準経由期間 日	目次 No.